

2 射水市立新湊放生津小学校 いじめ防止基本方針

— 子供の笑顔が輝く毎日のために —
令和8年4月改定



はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「富山県いじめ防止基本方針」「射水市いじめ防止基本方針」をもとに「射水市立新湊放生津小学校いじめ防止基本方針」を定める。

I 目標

「射水市立新湊放生津小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）」を受けて、その理念を実現し、新湊放生津小学校の全ての児童がいじめの恐れや害悪から解放され、生き生きと学べるようにするために、教職員、児童、保護者、地域が一体となって取り組むための指針である。

II 基本的な考え

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条より】

2 基本認識

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、射水市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

3 いじめ解消の定義

いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害者が心身の苦痛を受けていないこと

【文部科学省・いじめの防止等のための基本的な方針より】

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、注意深く見守り続け、被害者や加害者への面談も続けるべきである。

III いじめへの対応

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができて、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるために、特に以下のことを実施する。

1 いじめの未然防止に向けた取組

- ・児童が学習にやりがいを感じ、「よく分かる」「参加・活躍ができる」「楽しい」授業に心がける。
- ・授業を担当する教員が公開授業を行い、児童の現状把握を通して、授業改善を図る。
- ・全校共通の学習規律を定着させる。（話している人の方を向いて黙って聞く。学んだことが分かりやすく、学びを深めていくことができるノートを書く。相手に伝わるように話す。）

- ・「うみっ子タイム」にソーシャルスキルトレーニング（SST）を定期的に取り入れて、人間関係づくりの基礎を培う。
- ・縦割り活動等の異学年交流の場を設定し、互いを思いやり協力し合う心情や態度を育む。
- ・小中幼保小連携を通して、発達段階を踏まえた児童理解に努め、適切な指導の充実に生かす。
- ・縦割り班編成会議や校内教育支援委員会（年5回開催）、生徒指導委員会（児童に関する情報交換と共通理解を図る場を隔週設定）を通して情報交換を行う。
- ・委員会を主体とした、挨拶運動や児童会を中心としたボランティア活動や児童集会等を継続的に実施する。
- ・公開授業や学級懇談会、家庭訪問、連絡ノート等を活用した情報交換及び連携に努める。
- ・WEBQU調査を行い、要支援児童について共通理解を図り、全教職員による支援に生かす。また、WEBQU調査結果から、学級経営の改善を図る。
- ・いじめに関する具体的な事案や、ネットトラブル、発達障害、児童虐待、心的外傷後ストレス障害、性同一性障害等に関して学ぶ教職員の研修の場や機会を設け、教員一人一人の力量を高め、より適切な指導に努めるとともに、いじめの起きない環境づくりについて認識を深める。
- ・児童のメディア使用の実態を適時把握するとともに、情報モラルについて、インターネットが広く社会全体につながり、ネット上への安易な書き込みや動画の掲載、ネット上の人物とのやりとり等が大きな犯罪や事件につながる危険性について、発達段階に応じて計画的に指導する。
- ・学校において情報モラル教育を進めるとともに、4月のPTA総会等で保護者にも周知し、家庭と連携を図る。
- ・インターネットのトラブルを未然に防ぐことができるように、警察機関を講師に招き、ネットトラブル防止講座を実施する。（4～6年対象）
- ・様々な疾病や障害に関して、当該者とその家族、対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為が生じないように、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うようにする。（SDGsの目標10「人や国の不平等をなくそう」の観点も指導に生かす。）また、人権週間とも関連付けて指導していく。

2 いじめの早期発見に向けた取組

- ・6月、11月、2月等に「おもしろアンケート」（いじめ調査）をとり、担任が全員と個人面談を実施する。また、生徒指導主事が中心となり、全校的な傾向と対策について、教職員の共通理解を図る。必要に応じた個人面談も実施する。その際、他の児童に分からないよう時間や場所等の配慮をする。
- ・必要に応じて、担任以外の教職員が面談を実施する（マイサポーター制度の活用）。
- ・健康観察やタブレット端末を使った健康観察（シャボテン）によって、一人一人の体と心の健康の観察を行ったり、養護教諭による保健日誌から一人一人の状態を把握したりする。
- ・学習や人間関係等により辛さを感じている児童には、担任だけではなく校内教育支援センター（ホッとルーム）と連携し、心に寄り添えるようにする。
- ・SOSの出し方に関する教育を推進し、児童が不安や悩みを抱えたときに、速やかに周囲に助けを求めることができるようにする。また、外部の相談機関等の周知を図る。
- ・交換授業や一部教科担任制、複数学年合同授業を実施し、学級担任だけではなく、複数教員によって各学級へ関わっていく。
- ・学習にやりがいを感じ、意欲的に参加できる「分かる授業」「楽しい授業」づくりに努める。
- ・休み時間等における児童との雑談や授業、給食の様子、縦割り清掃の様子等から情報を収集し、それを担任に伝えたり、必要に応じて全教職員が情報を共有したりする。
- ・保護者や地域からの情報を全教職員が把握し、指導に生かす。
- ・児童の情報を共有できるよう、第1・第3水曜日に情報交換する機会を設ける。
- ・保健日誌から、情報を把握し指導に生かす。
- ・「指導の記録ノート」（SC、SSW等が随時気付いたことを書くノート）を活用し、関係する教職員と情報を共有する。
- ・市教委や関係団体と連携し、学校ネットパトロールを実施する。

3 いじめに対する早期対応及び措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、迅速に対応する。
 - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・発見・通報を受けたり、いじめではないかとの可能性が感じられたりしたときは、教職員は一人で抱え込まず、まず、同学年の教職員や生徒指導主事等と話し合い、いじめの可能性があった場合は直ちに「いじめ防止対策委員会」を開いて報告・連絡・相談をし、情報を共有する。また、必要に応じて、いじめ防止対策協議会を開催する。
 - ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合、市教育委員会による調査を実施する。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
- ・いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。聴取は基本的に担任が行うが状況に応じて「いじめ防止対策委員会」の構成員も協力して行う。また、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。聴取・保護者へ伝える際は、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
 - ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
 - ・いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。聴取は基本的に担任が行うが、状況に応じて「いじめ防止対策委員会」の構成員も協力して行う。
 - ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題、学級全体の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
 - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・いじめは当事者だけでなく、学級全体でなくしていくように働きかけることが必要であることを理解させる。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
 - ・SNS の画面をスクリーンショット機能等を使って保存する。時系列にまとめ、証拠が残

る対応をとる。スクールロイヤーや警察にも相談できる体制を整える。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 重大事態へ発展させないための対応

- ・日頃から児童が職員に相談しやすい信頼関係づくりを心がける。また、職員一人一人がいじめの早期発見に努め、情報の共有や相談をしやすい組織づくりを進める。
- ・該当児童に共感しながら的確な事実確認や指導を心がける。
- ・いじめ重大事態としての疑いが生じた段階で調査を開始する。その際、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を基に対応を進めていく。

(7) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに射水市教育委員会に報告し、市教育委員会支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。また、専門家や第三者等を加えた調査組織を構成し、事実関係を調査する。
- ・学年または学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布（文書確認を促す安心メールの送信）、緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。また、窓口の担当者を中心に保護者との連絡や調整に当たり、情報が途切れないようにする。

4 再発防止

- ・校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導する。
- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実を図る。
- ・道徳科や特別活動（学級活動や児童会活動等）において、いじめに関わる問題の指導を行う。
- ・学校行事において、機会を捉えていじめの問題の指導を行う。
- ・いじめが解決したと考えられる場合でも、十分な注意を払い、継続的に指導を行う。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証し、必要に応じて支援策を修正して継続的に支援を行う。

5 いじめ防止等のための対策組織

いじめ防止等のため次の会議及び委員会を組織し、毎学期、取組評価を実施することにより、学校としての取組の適否を検証する。

○ **いじめ防止対策協議会**

① 構 成 員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

PTA 会長、学校運営協議会委員（主任児童委員、地域振興会会長を含む）、SC、SSW

② 具体的な役割・・・学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる組織として以下の役割を担う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

○ **いじめ防止対策委員会**

① 構 成 員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任

② 具体的な役割・・・日々のいじめ防止等の措置を実効的に行う組織として以下の役割を担う。

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

6 いじめ防止等のための年間指導計画

月	いじめ防止に向けた取組				
	委員会・会議	学校全体での共通の取組	教員研修	道徳科 (低・中・高の重点項目)	特別活動 (児童会活動含む)
4	いじめ防止対策委員会 適宜開催	PTA総会・学年懇談会	いじめに関する校内研修①(共通理解)	重点項目を中心として、指導	色団編成会議
5		ネットルールの確認(生活運営委員会)			
6	ネットトラブル防止講座(4・5・6年) 「思いやりアンケート(いじめ調査)」と個人面談	情報モラル教育指導力向上研修	ネットルールの呼びかけ(生活運営委員会)		
7	WEBQU調査 保護者アンケート 生活振り返りアンケート 保護者個別面談	いじめに関する校内研修②(生徒指導)			
8	長期休業後にアンケートと個人面談	WEBQU活用研修 巡回指導(校外指導)			
9	WEBQU調査結果を生かした新学期指導				
10					
11	WEBQU調査 「思いやりアンケート(いじめ調査)」と個人面談 生活振り返りアンケート	WEBQU調査の活用及び教育相談の進め方			
12	保護者アンケート 学校評価の結果集計と考察 学級懇談会	いじめに関する校内研修③(3学期に向けて)	人権週間(集会・校内放送・標語・ポスター等で啓発)		
1	WEBQU調査結果を生かした新学期指導				
2	「思いやりアンケート(いじめ調査)」と個人面談 PTA教養講座		8の字とび チャレンジ集会		
3		いじめに関する校内研修④(引き継ぎ) 児童の情報交換、個人調査簿の整理 今年度の反省と課題			

帰りの会でがんばりを認め合う場づくり

委員会活動(挨拶運動・ボランティア活動・児童集会等)